

令和6年度舟形町町制施行70周年記念式典実施運営等委託業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この実施要領は、令和6年度舟形町町制施行70周年記念式典実施運営等委託業務（以下「本業務」という。）の委託先を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2. 本業務の内容

(1) 業務名

令和6年度舟形町町制施行70周年記念式典実施運営等委託業務

(2) 業務の内容

令和6年度舟形町町制施行70周年記念式典実施運営等委託業務特記仕様書（以下「仕様書」という。）に記載のとおり。

(3) 委託期間

契約締結の翌日から令和6年11月22日（金）まで

(4) 委託料上限額

3,765,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の(1)～(5)に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きを行っていないこと。

(3) 次のいずれにも該当しないこと。

① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

③ 暴力団員が役員となっている事業者

④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

⑥ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

⑦ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(4) 参加表明書提出期限までに令和5・6年度舟形町競争入札参加資格者名簿に登録され

ていること。

(5) 仕様書の内容を熟知した上で、本プロポーザルに参加できること。

4. 参加表明及び企画提案に関する事項

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、本要領3の参加資格を確認のうえ、次のとおり書類を提出すること。

なお、提出期限等については、本要領12のスケジュールを参照のこと。

(1) 参加表明書について

① 参加表明書（様式第2号）

② 会社概要書（様式第3号）

③ 業務実績調書（様式第4号）

④ 法人は、履歴事項全部証明書又は商業登記簿謄本の写し、個人は代表者の身分証明書又は外国人登記原票記載事項証明書の写し

⑤ 提出期限

令和6年4月15日（月）午後5時

⑥ 提出方法

提出書類を本要領13の担当課に持参・郵送（必着）・電子メールのいずれかにて提出すること。

(2) 企画提案書について

① 企画提案書：7部

全てA4判の任意様式とする（A3判の綴じ込みも可）。ページ数の制限はしないが、提案内容を簡潔に分かりやすくまとめること。

(ア) 企画提案書は、別紙仕様書の「3 式典の概要」及び「4 業務内容」を踏まえて業務における具体的な取組方法について提案を求めるものとし、「同種の当該業務に係る実績の説明」「運営のスタッフ体制」「式典案」を含めること。「式典案に対する提案」は提案上限額や時間の制限を考慮したものとする。

(イ) 具体的な契約内容等は、契約後に企画提案書を反映しつつ、発注者と協議の上決定することとする。

② 見積書：1部

本業務に係る全ての経費の見積額を提出すること。見積書の様式は任意とするが、必ず業務内容ごとの経費の内訳、消費税及び地方消費税を除いた価格と税込価格を記載すること。この際、見積書の税抜価格が本要領2（4）委託料上限額の範囲内となるよう提出することとし、それを上回る金額で見積書を提出した参加事業者は失格とする。

③ 提出期限

令和6年4月22日（月）午後5時

④ 提出方法

提出書類を本要領13の担当課に持参又は郵送（必着）にて提出すること。

5. 質問に関する事項

(1) 質問方法

参加表明及び企画提案に関して不明な点がある場合は、「質問書（様式第1号）」に質問事項を記載し、本要領13の担当課に電子メール又はファックスにより提出すること。電話、来庁等による口頭での質問は受け付けない。

(2) 質問に対する回答

随時、質問内容と回答を町ホームページ上で公開する。

(3) 質問受付期限

令和6年4月10日（水）午後5時

（最終回答は4月11日（金）午後5時までに行う。）

6. 企画提案書の提出者の選定

企画提案書の提出者を選定し、選定結果は令和6年4月15日（月）に、通知を参加表明書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールにてその旨を連絡する。

7. 審査・選定方法に関する事項

(1) 審査・選定者

企画提案書等の審査は、本町で設置する企画審査会において行う。

(2) 審査・選定方法

① 参加事業者から提出された企画提案書等について、書類審査とプレゼンテーションを実施する。

② 本要領8の企画提案に係る審査項目により、企画審査会の審査員が審査し、評価（以下「評価点」という。）する。

③ 各審査員の評価点の合計点が最も高い者1者を、最優秀提案者（以下「最優秀者」という。）として選定し、必要に応じ、最優秀者の次に各審査員の評価点の合計点が高い者（以下「次点者」という。）1者を選定する。

なお、最優秀者又は次点者が複数いる場合は、それぞれ最も優れている者1者を審査員の合議により決定する。ただし、審査員の合議により契約の目的を十分に達成できないものであると判断した場合は、最優秀者及び次点者を選定しないものとする。

④ 参加事業者が1者のみの場合においても審査を実施するものとし、その場合は、総合評価点が70点以上でなければ最優秀者として認めないものとする。

(3) 提案プレゼンテーションの日時等

提案プレゼンテーションの日時及び場所等の詳細については、参加事業者に対して別途通知する。

なお、プレゼンテーション当日は、Web会議方式（会議ツールZOOMを使用）でのプレゼンテーション及び質疑応答の内容を個々に審査するため、要点をまとめたパワーポイント資料等を画面共有しながらの説明を認めるが、企画提案書の内容の変更及び追加は認めない。時間は予定で15分（質疑応答5分含む）とする。

(4) 選定結果

選定結果については、全ての参加事業者に対して参加表明書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールで通知書面により通知するものとする。

※本要領6及び7についての選定の経緯や内容については公表しない。また、選定結果に対する質疑や異議申し立ては受け付けない。

8. 企画提案に係る審査項目

	審査項目	審査基準	配点
1	業務遂行力	・本業務の趣旨を理解し、業務全体のスケジュールが適切であり、委託者と円滑に事業を進行できるか。	20点
2	実施体制	・会場設営や式典運営が円滑に進められ、不測の事態にも対応できるスタッフ体制になっているか。	20点
3	業務実績	・過去の業務実績等から成果が期待できるか。	20点
4	創意工夫	・創意工夫による提案で本業務の成果を向上させることができるか。	20点
5	見積価格	・提案価格は妥当であるか。経費の積算内訳に不備、不適切なものはないか。	10点
6	プレゼンテーション	・提案の説明能力、本業務への意欲・姿勢 質疑に対する応答、コミュニケーション能力は適当か。	10点

9. 参加事業者の失格

参加事業者が下記のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び企画提案書を無効とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 本要領3に定める参加資格を満たしていない又は満たさなくなった場合
- (3) その他本要領の定めに反した場合
- (4) 本件に関して不正な行為、公平さを欠く行為等があった場合

10. 契約に係る基本事項

契約内容については、最優秀者の企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。契約締結に向けて、最優秀者と本業務の実施方針及び手法などについて協議及び調整を行った上で、業務委託契約の締結を行う。協議が不調となった場合には、次点者と同様の手続きを行うものとする。

なお、参加事業者が1社であった場合も本プロポーザルは有効とする。

11. その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、その一切を参加事業者の負担とする。
- (2) 持参以外の方法による場合で、参加事業者が提出した書類について不達及び遅配を

原因とする不利益が生じて、本町はこの責を負わない。

- (3) 提出された参加表明書及び企画提案書等は返却しない。
- (4) 書類の提出後において、その内容の変更、差替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出された参加表明書及び企画提案書等の著作権は参加事業者に帰属するものとし、無断で使用することはない。ただし、本プロポーザル手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、企画提案書の複製、記録及び保存を行う。

12. スケジュール

実施内容	日付
質問受付期限	令和6年4月10日(水) 午後5時まで
参加表明書提出期限	令和6年4月15日(月) 午後5時まで
選定通知日	令和6年4月17日(水)
企画提案書提出期限	令和6年4月22日(月) 午後5時まで
プレゼンテーション実施	令和6年4月下旬
審査結果の通知	令和6年4月下旬
契約締結	令和6年4月下旬

13. 担当課

舟形町役場まちづくり課

〒999-4601

山形県最上郡舟形町舟形 263 番地

電話 0233-32-0104

F A X 0233-32-2117

Eメール tyosei@town.funagata.yamagata.jp

H P <https://www.town.funagata.yamagata.jp/>